

No.4	提 案 名： あらゆる場面においても、子どもの権利保障に向けた市民参加型アプローチの実践 ～「未来都市うつのみや」における SDG16 の推進と循環の「わ」～
	提案団体名：宇都宮大学国際学部藤井広重研究室と研究サークル UIPJ(宇都宮国際平和と司法研究会)
	所 属：宇都宮大学国際学部
	代 表 者：林亮太郎、横山友輝 指 導 教 員：藤井広重
チーム メンバー	中野零士、井手之上健太、北川瑛、原口愛、福原玲於茄、横山友輝、 アティラ・ナシル、榊原彩加、林亮太郎、松原綾乃、山田夏菜子

○提案の要旨 (Abstract)

私たちは、宇都宮市が現在 2 つの課題を抱えていると考える。ひとつは、宇都宮市内の高校生を対象に行ったアンケート調査が示すように、SDG16 が地域での実践と政策につながっていないこと。ふたつは、国際的基準に則った子どもの権利保障への取り組みが十分ではないことである。これらの課題に対し、私たちは「子どもの人権ワークショップ」の実施を提案する。昨今、子どもを取り巻く社会環境が厳しい中、私達学生が子どもの権利保障に関するワークショップを開催することで、大人だけではなく宇都宮市内の小中学生が人権について考え、SDG16 を具体的なアクションにつなげて考える契機となることが期待できる。また、調査過程において、学生ボランティアのプラットフォームを構築することの重要性も浮かび上がってきた。そこで私達は、SDG16 をきっかけとした持続性のある市民参加型のアプローチと子供の権利保障の取り組みを本プロジェクトで提案する。

1. 提案の背景・目的

2015 年 9 月、ニューヨークの国連本部にて、17 の目標と 169 のターゲットから成る「持続可能な開発目標 (SDGs)」が示された。現在、多くの企業が CSR(企業の社会的責任)に SDGs 達成を組み込んでおり、多岐にわたる行政団体も、この目標に準じた形での事業を進めている。しかし、国際法学を専攻する私たちは、法的拘束力のない SDGs に「なぜ、このようにたくさんの人達が関わろうとするのか？」と理論的な関心を抱く一方で、SDGs の取り組みをうまく活用すれば、国際的なスタンダードとギャップのある日本において今なお見過ごされがちな人権の問題に、行政がもっと関心を抱いてくれるのではないかと考えた。そこで、本プロジェクトでは、次節にて示すような課題と目標を設定し、地域が抱える権利保障の問題にアプローチすることにした。

2. 提案の目標・SDGs との関連

2.1 課題の設定

私達は、宇都宮大学国際法研究室もしくは宇都宮国際平和と司法研究会に所属し、国際的な法の枠組みと人権・人道に関する研究や調査を行っている。SDGs のなかでとりわけ関係が深いのが、SDG16 (以下ゴール 16) である。ゴール 16 は「平和と公正をすべての人に」を目標としている。文言からも非常に重要なゴールではあるが、「第 6 次宇都宮市総合計画と SDGs の 17 の目標との関係性」において、ゴール 16 に関連して行われる施策は他のゴールと比較しても非常に少ない。第 6 次宇都宮市総合計画で示された、7 つの「政策の柱」に対して、ゴール 16 は『安全・

福祉の未来都市』の実現に向けて」という柱にしか該当していない。このことは、ゴール 16 は、政策との関連性が示すことが難しいゴールであることを示しているのであろうか。それとも、ゴール 16 があまり重要ではないとみなされているのであろうか。「SDGs 未来都市」に選定され、これから「市の特性を踏まえた SDGs を推進していく」宇都宮市に対し、ゴール 16 が具体的にどのような地域での実践につながっているのかを、改めて私達学生が自由な発想で提案していくことには、同市の政策上も意義があると考えた。

上記のゴール 16 に対する地域の現状を踏まえ、私たちは、子どもの「権利保障」についてアプローチしたいと考えている。これは、ゴール 16 中のターゲット 16.2 に、「子どもに対する虐待、搾取、人身売買、およびあらゆる形態の暴力および拷問を撲滅する」ことが示されていることに関連する。宇都宮市においても、例えばいじめ問題に関し、「夏季休業前後にいじめの認知件数が多く見られたり、特に言葉によるいじめが多く見受けられたり、どの学年においてもいじめの認知件数が増加しているなど、依然としていじめの根絶には至って」いないことが報告されている。また、体罰に関しては、体罰等防止委員会によるアンケートによると、16 件（宇都宮市内の小学校 6 件、宇都宮市内の中学校 10 件）の体罰が報告されている。もちろん、他市町村でも同様の報告を見つけることができるが、このことは、宇都宮市内でもいじめや体罰に苦しむ子どもが少なからず存在していることを示している。そして、だれ 1 人取り残さないことを目指す SDGs の目標において、本現状は見過ごしてはならない重要な課題であると言えよう。そこで、本プロジェクトの目標は、子どもの権利の啓発活動を住民参加型の草の根から持続可能な「わ」で実践し続ける方策を考え、実践に移すこととしたい。

2.2 用語の定義

日本では 20 歳未満を未成年とし、子どもの権利条約は一般的に 18 歳以下を子どもと定義している。しかし、本報告書における「子ども」は、小学校および中学校に通う年代の児童生徒を指して使用する。本プロジェクトでは、この子どもたちを対象としたワークショップの実施を実現する。

次に、本報告書における体罰とは、「身体に対する侵害を内容とするもの」や「被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの」である。前者によると、例えば「授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする」こと、後者によると、「宿題を忘れた児童に対し、教室の後方で、正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた」ことが体罰となる。ただし、「通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為」で「肉体的苦痛を伴わないもの」は「懲戒」として理解される。例えば、「練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる」ことが懲戒にあたる。そのため、本報告書では便宜上、文科省の指針に準じて用語を使用する。

3. 現状分析

本プロジェクトを実施するにあたって、まず現状を把握するためのアンケート調査を実施することにした。対象は、小中学生と世代的に近く、宇都宮大学にもオープンキャンパスや卒業生としてつながりのある宇都宮北高校と宇都宮女子高校の高校生に絞って同アンケート調査を実施した。また、今回アンケートに協力してくれた高校生は、その多くが小中学生時代を宇都宮市で過ごしており、これからの宇都宮市を担う者たちでもある。

3.1 アンケート調査の概要

アンケートは、無記名の以下の選択記述混同式計 12 問を、高校生 486 名に実施した。

- 1-1. あなたは今までに「SDGs」を少しでも学んだことがありますか？
- 1-2. 1-1. で「はい」と答えた方は、いつ・どこで SDGs を学びましたか？
- 2-1. SDGs の 17 のゴールの中で、世界や国際社会ではどのゴールが特に大事だと思いませんか？1 つから最大 3 つまで番号を記載ください。(, ,)
- 2-1-1. その理由を教えてください。
- 2-2. SDGs の 17 のゴールの中で、皆さんの地域ではどのゴールが特に大事だと思いませんか？1 つから最大 3 つまで番号を記載ください。(, ,)
- 2-2-1. その理由を教えてください。
3. SDGs の 17 のゴールを達成するために、ゴールの文言から具体的な取り組みをイメージしやすいゴール、反対にイメージすることが難しいゴールはどれだと思いませんか？それぞれ 1 つから最大 3 つ選択してください。
- 3-1. イメージしやすいゴール (, ,)
- 3-2. イメージしづらいゴール (, ,)
- 4-1. SDGs のゴール 16 は「平和と公正をすべての人に」と定められています。あなたは日常生活の中で「平和」や「公正」という言葉を聞いてどのような事を思い浮かべますか？
- 4-2. あなたの街で「平和で公正な社会」を実現するためには、どんな取り組みが必要だと思いますか？
- 4-3. あなたの街で「平和で公正な社会」を実現するために、学生ができることはどんなことだと思いますか？
- 4-4. 4-3 のアイデアを実行に移すために、大人からどんな支援があると良いと思いますか？

3.2 アンケート調査の結果

まず、問 1-1 に関して、486 名のうち 390 名の高校生が、少しでも SDGs を学んだことがあると回答した。高校生に対する SDGs の認知度は非常に高いといえる。そこで、次に、問 2-1. 「SDGs の 17 のゴールの中で、世界や国際社会ではどのゴールが特に大事だと思いますか？」との調査に関して、図 1 のような結果が現れた。この理由に関して、「争いがなくなること」、「性別や障害による格差なしに平等に生きること」が多く挙げられていた。このことは、高校生が漠然と世界の中に存在する格差や紛争に対し問題意識を有していることを示している。

しかし、問 2-2. 「SDGs の 17 のゴールの中で、皆さんの地域ではどのゴールが特に大事だと思いますか？」との質問では、図 2 のように、問 2-1. とは異なる結果が現れた。この理由として、台風など日本での自然災害の被害が年々甚大になりつつあることや、地域の少子高齢化、過疎化に起因する経済衰退が挙げられていた。そして、この問いにおけるゴール 16 を選択した生徒は 27 名と問 2-1. とは異なる傾向を示した。したがって、ゴール 16 は国際社会においては優先度が高いものの、地域においては優先度が低いと考えられていることを本アンケート結果は示したことになる。

次に興味深い結果が、問 3 の結果を示した図 3 および図 4 から読み解くことができる。問 3 では、「SDGs の 17 のゴールを達成するために、ゴールの文言から具体的な取り組みをイメージしやすいゴール、反対にイメージすることが難しいゴール」を高校生から聞き取った。ゴール 16 に注目すると、同ゴールは、具体的な取り組みをイメージすることが難しいゴールであるといえる。

問 2 と合わせて考えると、ゴール 16 は重要だが、地域で実践していくには曖昧なゴールとして認識されている傾向がある。そして、高校生の認識と同様に、第 6 次宇都宮市総合計画においても、ゴール 16 が曖昧な目標であるがために、他のゴールと比較しても言及されることが極端に少ないのではないだろうか。ここに、私達がゴール 16 を具体的な実践と結びつけ本プロジェクトを実施し、宇都宮市のまちづくりに貢献できる大きな意義がある。

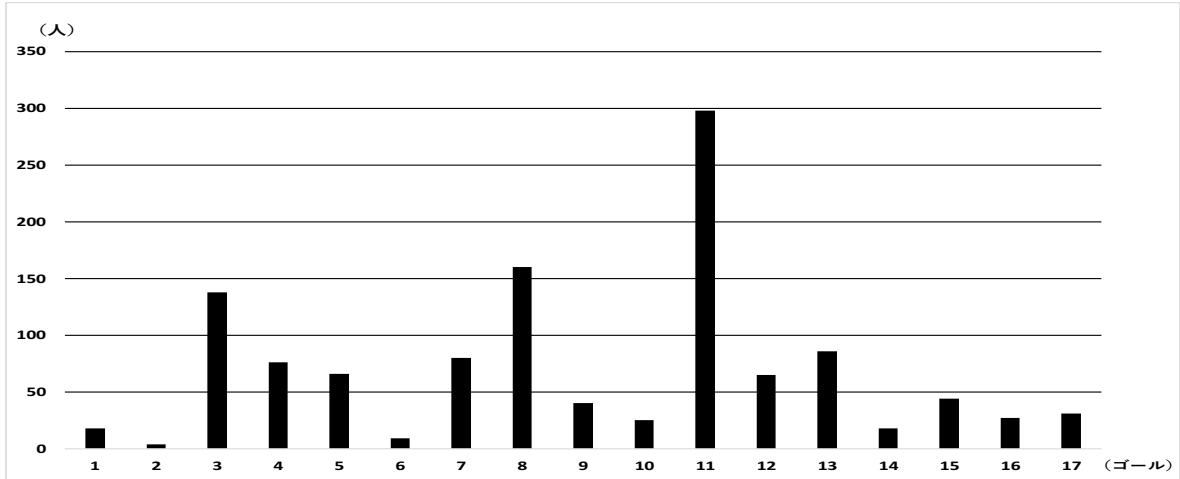


図1：SDGsのゴールの中で、生徒の住む地域ではどのゴールが特に大事だと思ったか

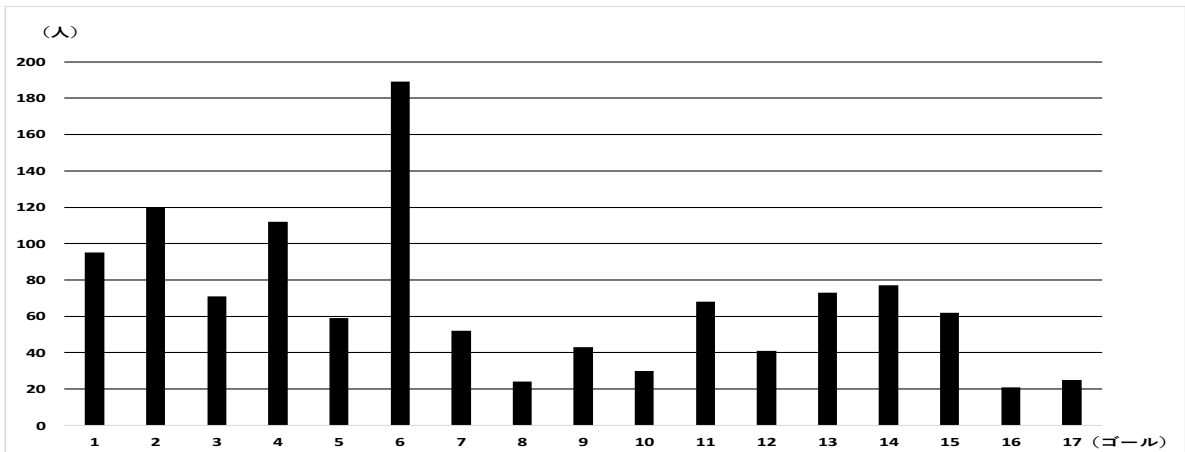


図2：ゴールの文言から具体的な取り組みをイメージしやすいゴール

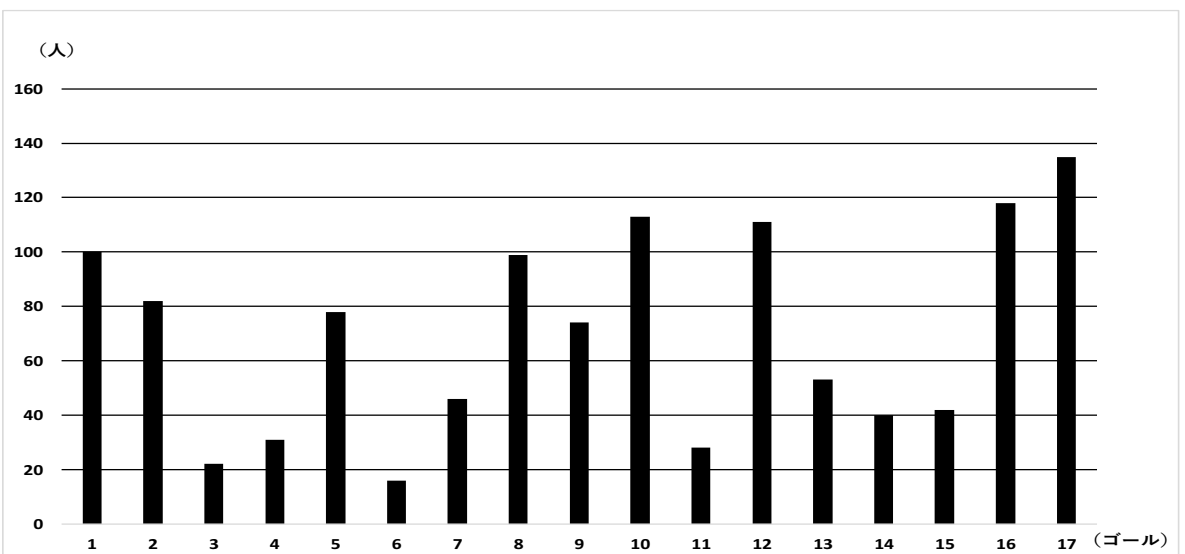


図3：ゴールの文言から具体的な取り組みをイメージすることが難しいゴール

3.2 SDGs と高校生ができること

アンケート調査の間 4-3. では、「あなたの街で「平和で公正な社会」を実現するために、学生ができることはどんなことだと思いますか？」との質問を行った。これに対し高校生からは、ボランティアへの参加という意見が非常に多かった。また、平和や公正について学ぶ場の提供を市や自治体に期待する声が多く見受けられた。

私達が過去そうであったように、高校生は自由に見えても、勉強や部活動など、現実はとても忙しい毎日を過ごしている。ボランティア活動についても、興味があっても土日を丸一日使ってボランティアを行うことは、非常に難しいのではないだろうか。また、行政に対して平和や公正について学ぶ場を提供してほしいとの希望に対しても、市や自治体にはそれぞれに専門性があり、住民の希望に対しすべて提供できるわけではない。こちらも簡単には実現することが難しいのではないかと私達は考えた。

そこで、これらの課題を克服するために、大学で平和と公正について学ぶ私たちが主体となって、ゴール 16 に係る取り組みを宇都宮市で実践し、この実践の場に高校生がボランティアとして参加できるようつながりと循環の「わ」を提供できないかと考えた。以下に、具体的なアプローチの手法とその成果を報告する。

4. 施策事業の提案：子どもの人権ワークショップの提案と実践の報告

4.1 私達ができる子どもの人権ワークショップの提案

上記のアンケート調査の結果から、私達がゴール 16 に関連する具体的な施策を宇都宮市で実践することの重要性が浮かび上がってきた。そして、本プロジェクトで実施するワークショップの対象は子どもの権利保障についてであるが、子どもの権利保障については、すでに様々な市民社会組織等によっても実践されている。例えば、2019 年 5 月 6 日に藤井研究室がお招きした国際子ども権利センター（シーライツ/C-Rights）の園田京子氏は、子ども時代の逆境体験が脳に与える影響からアプローチを行っている。（参考 URL：<https://00m.in/x3z4t>）しかし、学生である私達は現時点で、そのような専門性は持ち合わせていない。

だが、私達にも伝えることができること、伝えるべきことがある。現在、確認されているだけでも、日本全国で約 10 人に 1 人の子どもがいじめを誰にも相談していない¹。さらに、栃木県内では、いじめ発見のきっかけのほとんどが本人以外による発見で、本人による訴えは全体の約 2 割にとどまっている²。また、体罰についても同様で、体罰事案把握のきっかけが本人の訴えであるのは、日本全国の小中学校で 2 割前後である³。子どもが自ら助けを求めているとは言いがたく、これは非常に懸念すべき社会の現状である。被害者である子ども達が自ら、いじめや体罰を大人に訴えることができるような社会を構築していくことは、まさに地域社会が主体となって取り組むべき課題ではないだろうか。したがって、子どもの権利保障の理解促進は、SDGs と結びつく達成すべき課題の 1 つであり、国際的な人権規範を大学で学んだ私達が主体となって、地域人々の手をお借りして、「子どもの人権ワークショップ」を実施することにした。

4.2 「子どもの人権ワークショップ」の概要

本プロジェクトで実施する「子どもの人権ワークショップ」とは、小中学生を対象とした子どもの人権啓発についてのワークショップであり、ロールプレイ、寸劇やわかりやすい「人権」に関する説明を通して、子どもの「権利」の重要性を子どもに伝えるものである。また、後述するように、本ワークショップに参加する小中学生だけではなく、高校生を対象にボランティアを募集することで、高校生もワークショップの運営を経験しながら子どもの権利とゴール 16 への理解を深めることができ、ボランティアのつながりを高校生同士で循環させることによって持続性の

¹ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、2018b、p. 41。

² 同上。p. 50。

³ 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、2018a、p. 3。

ある取り組みに発展できることが、大きな特徴となっている。

本ワークショップは2部から構成される。前半は「人権」についての解説を行い、子どもたちを含めたすべての人が「人権」を有していることを伝える。このため、「人権」とは何かを、小学生や中学生にもわかるように簡単な言葉を使って説明する。また、その際に「体罰」とは何か、先生からの「懲戒」と何が異なるのかなどの解説も行う。

後半には、小中学生の日常生活の場面を切り取って、私たちとボランティアとが実際に2つの状況についての寸劇で行い、それぞれの場面でどのように対処すればよいのかを紹介する。1つ目が教員からの「体罰」である。ここでは、3つのシーンの寸劇を行い、それぞれのシーンが体罰にあたるかどうかを、○×のクイズ形式で出題した。○は明らかに体罰とみなされるもの。×はいわゆる懲戒にあたるもの。この分類は、先述した定義による。(具体的に、生徒が風邪をひき、けがをしているにもかかわらず試合に無理やり出させられる寸劇を行うが、皆さんは、本ケースは体罰と言えるか、それとも否か、いかがだろうか?)

2つ目は「いじめ」の場面である。ここでは、グループから仲間外れにされ、無視をされてしまった時に1人で抱え込まないで、大人に相談することの必要性を理解してもらうことを目指している。最近、よく利用されているSNSでのやり取りなども紹介する。

これらのワークショップは、20分程度のプログラムになっている。そして、最も大事なこととして、活動の最後には、私達が作成した「困った時の連絡先」というチラシを配布し、一人で抱え込まないで、誰かにまずは相談してほしいことをメッセージとして伝えることにしている(参考資料1)。私達は子どもたちの心のケアをする専門性を有してはいないが、正しい知識を提供することで専門家と子どもたちの橋渡しとしての役割を担いたいと考えている。


ともだち せんせい がっこう


お友達のことや、先生のこと、学校のこと

こま とき れんらくさき

困った時の連絡先

ゼロニハチ	ロクサンニ	ニナニナナ
・ 028 - 632 - 2727		
<small>(うつみややしきょういくいんかいせつこうさくぶついくががっこういさくくろーぷ) (宇都宮市教育委員会学校教育課学校いきいきグループ) げつーきん(ど、しち、しやくじつはのぞく) ぎぜんはちじさんじゆつごんーごまじじんじやうごん 月～金(土、日、祝日除く) 午前8:30～午後4:45</small>		
ゼロイチニゼロ	ゼロゼロナナ	イチイチゼロ
・ 0120 - 007 - 110		
<small>(こどものだんじんふくどうはん うつみやちほうほうでまよく(じんりんようこま) (子どもの人権110番 宇都宮地方検務局人権擁護課) げつーきん(ど、しち、しやくじつはのぞく) ぎぜんはちじさんじゆつごんーごまじじんじやうごん 月～金(土、日、祝日除く) 午前8:30～午後5:15</small>		







でんわ

どんなときに電話をするの??

- ともだち いや
- ・ お友達から嫌なことをされた
- がっこう せんせい いや
- ・ 学校の先生から嫌なことをされた
- おとな いや
- ・ 大人から嫌なことをされた
- がっこう こま
- ・ 学校で困っていることがある
- がっこう い
- ・ もう学校に行きたくない!!

こんなことがあったら、いつでも相談してみてください!!
優しい大人が皆のことを助けてくれます!!

宇都宮大学国際学部藤井研究室
 UIP (宇都宮国際平和と司法研究会)

参考資料1：小中学生に配布した資料

4.3 「子どもの人権ワークショップ」の実施成果

本ワークショップを実施するための事前調査として、栃木県若年者支援機構の中野謙作様と面会し、宇都宮市内の子どもたちの現状と子どもの「学ぶ権利」に関する非常に貴重なお話を伺った。中野謙作様が所属する栃木県若年者支援機構は、様々な事情を抱える小中学生を対象に学習支援等の活動を行っている団体である。特に、学習支援に関するお話は非常に興味深いものであった。近年になって不登校であるということは「教育を受ける権利」を失っていると考えられ、夜間中学の設置などの教育の機会を創出することの重要性をご教授いただいた。そこで、私達は本ワークショップを、学習支援教室Aと子どもが安心できる居場所を提供している施設Bの2カ所で実施させていただけるよう中野様にお願いし、ご快諾いただいた。



写真1：栃木県若年者支援機構中野様との面会

(1) 学習支援教室Aでの活動

第1回目は、2019年11月8日（金）18:00～19:00に開催した。当日は中学生約10名が参加し、前半の30分は私達も中学生の学習支援に参加させていただき、後半の30分でワークショップを実施した。以下は、参加したスタッフの感想である。

子どもの人権について考える劇を行う前、親睦を深めるために参加してくれた中学生たちに勉強を教える時間があった。自分にとって中学生時代は遠い過去で、中学生の子供たちと話をうまくできるかどうか心配だったが、話してみると、みんな明るくて、楽しく交流することができた。それぞれに個性があり、中学生のうちから将来の夢が決まっている子もいて互いの将来の話をするなど刺激を受けた。帰り際に「また来てね。」と声をかけてくれる子もおり、子どもたちに考える場を提供するような取り組みを行う際には、双方向の交流をした方が子どもたちの記憶に残りやすいのではないかと思った。

（宇都宮大学国際学部2年 A. S.）

(2) 施設Bでの活動

第2回目は、2019年11月13日（水）16:30～17:30に開催した。当日は小学生2人が参加し、参加人数は少ないものの、より参加者とコミュニケーションが取れたため、ワークショップを楽しんでくれた。以下は、参加したスタッフの感想である。

今回小学5年生の男子2人と交流させてもらいました。今までボランティアという形で子ども達と触れ合ったことがなかったので最初はとても緊張しました。その緊張が子ども達にも伝わってしまったのか、最初はなかなか上手く打ち解けることができませんでした。しかし、色々な話題を振っていく中で、共通の趣味を見つけることができ、それについて話しているうちに自然と仲良くなることができました。帰り際には、仲良くなった子に「また来る？」と言ってもらえてとても嬉しい気持ちになりました。今回、初めて参加したボランティアでしたが、子どもとの接し方、気の配り方等多くのことを学ぶことができました。

（宇都宮大学国際学部3年 K. I.）

4.4 学生ボランティアプラットフォームと今後の展望

本プロジェクトの当初の計画にはなかった発展的展開として、学生ボランティアのプラットフォームの構築をあげることができる。アンケート調査の結果にも示されたように、多くの高校生が、ボランティアの場を求めており、また、前記のスタッフの感想からも本ワークショップに参加した者たちは多くの学びを得ることができた。そのため、この「わ」を高校生にも拡大していきたいと考えている。

そこで、試行段階として、アンケート調査に協力してくれた宇都宮北高校にてボランティア募集の告知をさせていただいた。その後、6名の高校生から本ワークショップ実施のボランティアに興味があるとの連絡があり、2019年11月19日に宇都宮大学にて高校生を交えた最初のミーティングを開催した。高校生は、私達のSDGsとゴール16についての説明に質問も交えながら熱心に耳を傾けてくれた。次回のワークショップ実施に向けた実りあるミーティングを行うことができ、多くの高校生が本ワークショップへ関心を持ってくれることにより、宇都宮市の住民参加型のアプローチとして、また、次の世代に引き継いでいくことが可能な循環する持続性のある取り組みとしてさらなる発展が期待できる。

今後の課題は、プラットフォームの実現可能性と有効性を試行錯誤の作業を繰り返しながら見極めていくことになるが、日本国内にもいくつかリードケースがある（京都府ボランティア掲示板の例⁴）ことから、このような先行事例を参考にしながら、一過性の取り組みではなく、持続性のある取り組みへと発展させていきたい。このためにも、行政の方々に対しては、栃木県若年者支援機構などの地域で活躍されている専門家や、シーライツなどの全国的に活躍されている専門家の方々との対話の機会を、例えば宇都宮大学との共催でのシンポジウムの開催など、現場の声を聞く機会をもっと提供していただけたらと考えている。

以上、本プロジェクトは、アンケートの調査結果等を参考に、宇都宮市の現状を分析し、これに対する私達のアプローチとして、「子どもの人権ワークショップ」を立ち上げ、報告書提出時点までに2度も開催することができた。そして、発展的展開として、高校生に対し、ゴール16への理解浸透とボランティアの機会を提供するプラットフォームの構築を進めることにつながった。SDGsを通して、私達の「わ」が宇都宮市で広がっており、本成果報告で終わりではなく、今後も継続的に研究室での学びを生かし、子どもの権利保障のためのアプローチを地域社会で実践していきたいと考えている。本提案の結びとして、SDG16に関する施策の強化、具体的には子どもの権利保障に向けた取り組みの強化の必要性を改めて訴えたい。



写真2：高校生とのミーティングの様子

⁴ 一般社団法人ボランティアプラットフォーム（ぼらぷら）、2019。

【参考文献】

- 一般社団法人ボランティアプラットフォーム（ぼらぷら）、2019、「京都府ボランティア募集掲示板」、ボランティアプラットフォーム、(2019/11/25 取得、<https://b.volunteer-platform.org/kyoto>)。
- 宇都宮市、2013、「第1回体罰等防止委員会（議事録）」、(2019/10/13 取得、https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/010/607/daiikkaikaigiroku03.pdf)。
- 、2014、「宇都宮市いじめ防止基本方針」、(2019/10/13 取得、https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/002/506/kihon_housin_29kaitei.pdf)。
- 、2019a、「第6次宇都宮市総合計画とSDGsの17の目標との関係性」、(2019/11/24 取得、https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/018/743/hp.pdf)。
- 、2019b、「SDGsの取組」、宇都宮市公式 Web サイト、(2019/11/24 取得、<https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/shisei/machi/1018743/index.html>)。
- 文部科学省初等中等教育局児童生徒課、2013、「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」、文部科学省 Web サイト、(2019/10/14 取得、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1331908.htm)。
- 、2018a、「体罰の実態把握について（平成29年度）」、(2019/11/24 取得、http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/12/25/1411826_10.pdf)。
- 、2018b、「平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」、(2019/11/24 取得、http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/10/_icsFiles/afieldfile/2018/10/25/1410392_1.pdf)。

謝辞

本政策提案にご協力いただいた宇都宮市政策審議室の皆様、栃木県若年者支援機構の皆様、アンケートにご協力いただいた各高校の関係者の皆様に心より感謝申し上げます。宇都宮大学藤井研究室では、引き続き、子どもの権利保障に向けたワークショップを実施する予定でおります。ワークショップを実施する機会やご希望がございましたらいつでもお声がけください。

また、本提案に向けた活動において、宇都宮大学 SDGs 推進学生社会貢献奨励賞「地域社会とともに広める『平和』と『公正』」で頂いた活動資金を一部充当いたしました。心より感謝申し上げます。

